

松戸市公共施設再編整備基本計画策定支援業務委託 仕様書

1. 名称

松戸市公共施設再編整備基本計画策定支援業務

2. 業務の目的

松戸市（以下「本市」という。）では、昭和 40 年代から 50 年代前半にかけての人口急増期に多くの公共施設を集中的に整備してきたが、現在、これらの施設の老朽化が進み、建物や設備の大規模修繕や建替えが集中的に発生し、本市財政を圧迫することが懸念されているとともに、人口減少社会の到来、大規模災害等への対応など様々な課題が顕在化している。

このような、状況から、本市では、公共施設の再編整備を重点施策に位置付け、公共施設の最適化に向けた取り組みをスタートさせ、平成 26 年 3 月には「松戸市公共施設白書」、平成 27 年 7 月には「松戸市公共施設再編整備基本方針」、平成 29 年 3 月には「松戸市公共施設等総合管理計画」を策定及び公表し、公共施設の実態や取り巻く状況を踏まえ、市民に対し公共施設の再編整備に係る見通しについて情報共有を図っているところである。

本業務は、公共施設の再編整備は将来に向けたまちづくりの礎であるという認識のもと、公共建築物の中長期的な視点に立った計画的かつ戦略的な再編整備を推進するため、本委託期間内の策定を予定している松戸市公共施設再編整備基本計画に関連する業務につき、知識、技術、経験等を有する事業者へ委託するものである。

3. 業務期間

契約締結日の翌日から平成 31 年 3 月末日まで

4. 業務内容

基本計画の策定に向けて、平成 29 年度までの検討状況を踏まえ、効果的に審議会を運営し、市民並びに庁内の連携の促進および円滑化に資する下記の業務を行う。

(1) 公共施設カルテと固定資産台帳との整合確認等

平成 28 年度に収集した施設情報について下表のとおりカルテとして整理する。また、本委託では、施設カルテとして整理したものを、別途整備されたデータベース（固定資産台帳）との整合確認を行う。なお、平成 29 年度にまとめたカルテ等については、希望により別途応募事業者へ情報提供を行う。

年度	対象施設	業務内容
平成 28 年度	小学校、市営住宅、保育所	①各課保有データ・庁内照会によるコスト情報の収集及び現地確認(写真)
平成 29 年度	行政サービス施設、文化施設、福祉施設、保健・医療施設、スポーツ施設、中学校、集会施設	①各課保有データ・庁内照会によるコスト情報及び現地調査 ②カルテの作成（29 年度分）
平成 30 年度		①平成 28 年度対象施設をカルテとして整備 ②整理したカルテと固定資産台帳との整合確認

(2) 基本計画の策定支援業務

① 再編整備の方向性

平成 29 年度は、基本計画の策定に向け、各施設の方向性について中長期的な再編整備のプランをマネジメント工程表として整理した。本年度は、今後の進捗管理を見据え、より具体的なスケジュールを含む計画として、委託期間内において策定を目標とする。

② パブリックコメント実施に関する回答(案)等支援

基本計画の策定にあたり、パブリックコメント手続き等に関する業務を支援する。

③ モデル事業の提案

a) 公共施設再編整備基本計画の策定に向けた検討資料の作成と並行し、短期的に実行性の高いプランとして、先導的に取り組むべきモデル事業となり得るアクションプランの提案を行う。モデル事業の提案は、事業スキーム並びに概算事業費、事業推進上のメリット・デメリットを示すものとし、原則として、比較検討が行われるよう複数案を提示することとする。

b) モデル事業のケーススタディ

モデル地域別に短期的に実行性の高いプランについて、事業化に向けた基礎的な検討作業を行う。

④ 再編プランの事業化に向けたコスト等の比較検討

本市で考える再編プランを実現するため、従来型や P P P を含む手法など想定されるケースによるコスト比較をするための試算及び資料の作成補助を行う。

(3) その他検討業務の支援

① 公共施設再編整備推進審議会の運営支援

上記審議会の運営等について、会議の進行に必要な資料作成などの支援を行う。(会議は期間中 4 回程度の開催を見込む。)

② 市民への周知、啓発活動の支援

公共施設の再編は将来に向けたまちづくりの礎であるという認識を市民と共有すべく、シンポジウムやワークショップの企画等の提案を行うとともに、運営支援を行う。

概要	市民参画ワークショップの開催に係る企画・運営支援
日程	業務期間中に各地域 1 回程度
履行場所	モデル地域(新松戸・東松戸・小金原)

概要	シンポジウム開催に係る企画・運営支援
日程	業務期間中に各地域 1 回程度
履行場所	モデル地域(新松戸・東松戸・小金原)

5. 成果物

(1) 業務報告書 2部

(2) 業務報告書の収集内容、本市の要請に応じて作成したデータ等を収録した電子データ 1部

6. その他

- (1) 本仕様書に定める事項について疑義が生じた場合、または本仕様書に定めのない場合は、必要に応じて本市と協議のうえ定めるものとする。
- (2) 受託者は、業務実施過程で疑義が生じた場合、速やかに本市に報告し、協議または指示を受けること。
- (3) 受託者は、本市と連絡調整を十分に行い、円滑に業務を実施すること。